

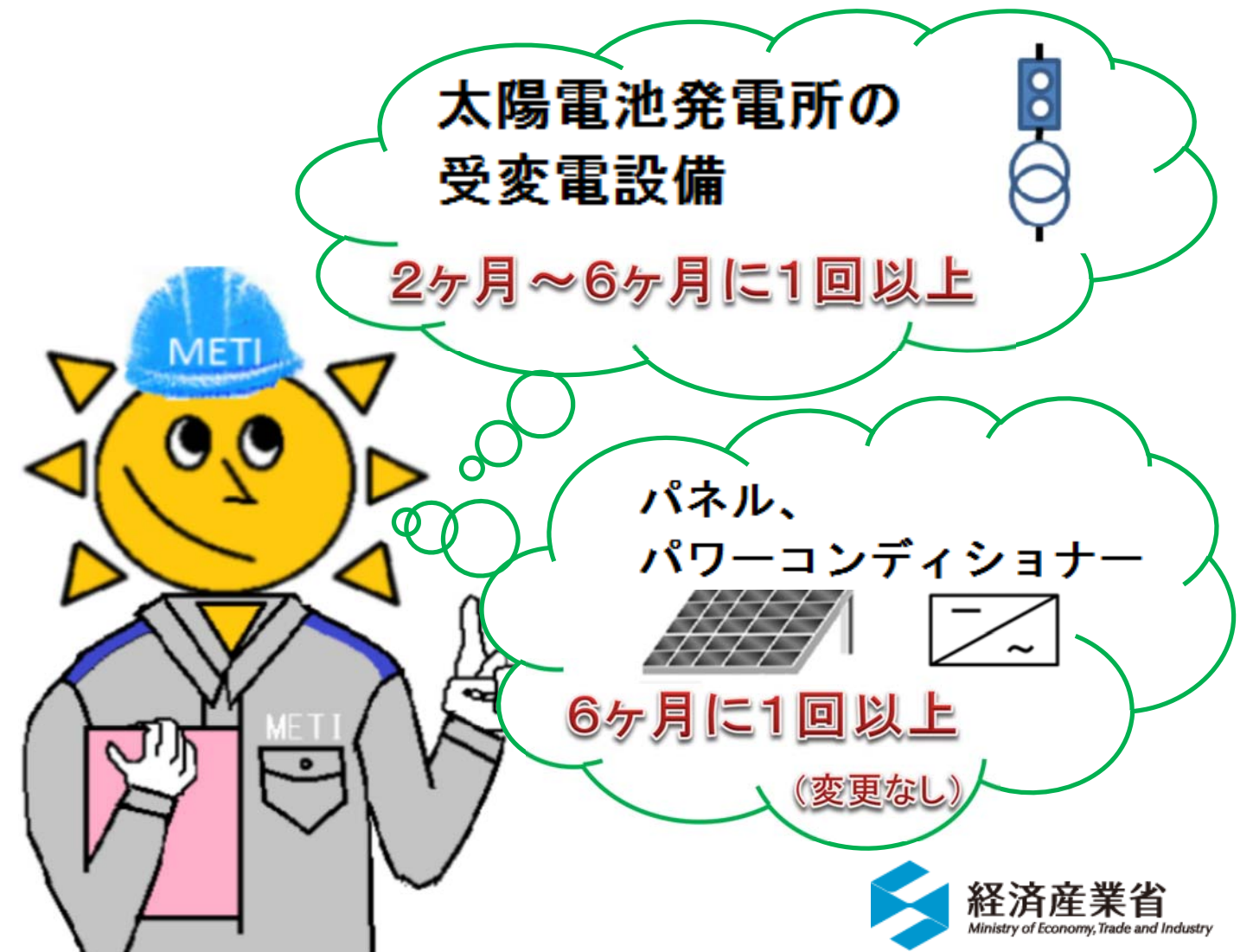
届出窓口

届出等の提出先は発電所を設置する地域の産業保安監督部です。

- | | | | |
|-----|---|-------|----------------|
| 北海道 | 北海道産業保安監督部
北海道 | 電力安全課 | ☎:011-709-1725 |
| 東北 | 関東東北産業保安監督部東北支部
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県 | 電力安全課 | ☎:022-263-4952 |
| 関東 | 関東東北産業保安監督部
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県のうち熱海市、沼津市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、下田市、伊豆市、伊豆の国市、駿東郡、富士郡(芝川町(昭和31年9月29日における旧庵原郡内房村の区域に限る。))を除く。) | 電力安全課 | ☎:048-600-0388 |
| 中部 | 中部近畿産業保安監督部
長野県、愛知県、岐阜県(北陸及び近畿の管轄区域を除く。)、静岡県(関東の管轄区域を除く。)、三重県(近畿の管轄区域を除く。) | 電力安全課 | ☎:052-951-2817 |
| 北陸 | 中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署
富山県、石川県、岐阜県のうち飛騨市(平成16年1月31日における旧吉城郡神岡町及び宮川村(昭和31年9月29日における旧坂下村の区域に限る。))の区域に限る。)、郡上市(平成16年2月29日における旧郡上郡白鳥町石徹白の区域に限る。)、福井県(近畿の管轄区域を除く。) | 電力安全課 | ☎:076-432-5580 |
| 近畿 | 中部近畿産業保安監督部近畿支部
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県(中国の管轄区域を除く。)、福井県のうち小浜市、三方郡、三方上中郡、遠敷郡、大飯郡、岐阜県のうち不破郡関ヶ原町(昭和29年8月31日における旧今須村の区域に限る。)、三重県のうち熊野市(昭和29年11月2日における旧南牟婁郡新鹿村、荒坂村及び泊村の区域を除く。)、南牟婁郡 | 電力安全課 | ☎:06-6966-6047 |
| 中国 | 中国四国産業保安監督部
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県のうち赤穂市(昭和38年9月1日に岡山県和気郡日生町から編入された区域に限る。)、香川県のうち小豆郡、香川郡直島町、愛媛県のうち今治市(平成17年1月15日における旧越智郡吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町及び関前村の区域に限る。)、越智郡上島町 | 電力安全課 | ☎:082-224-5742 |
| 四国 | 中国四国産業保安監督部四国支部
徳島県、香川県(中国の管轄区域を除く。)、愛媛県(中国の管轄区域を除く。)、高知県 | 電力安全課 | ☎:087-811-8587 |
| 九州 | 九州産業保安監督部
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 | 電力安全課 | ☎:092-482-5521 |
| 沖縄 | 那覇産業保安監督事務所
沖縄県 | 保安監督課 | ☎:098-866-6474 |

平成27年4月1日より 太陽電池発電所の 点検頻度が変わります！

—外部委託をしている自家用電気工作物設置者の皆様へ—



太陽電池発電所の
受変電設備

2ヶ月～6ヶ月に1回以上

パネル、
パワーコンディショナー

6ヶ月に1回以上
(変更なし)

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

改正の内容

点検頻度の変更

太陽電池発電所の
受変電設備



パネル、
パワーコンディショナー



変更なし

＜現行＞ 6ヶ月に1回 ⇒ **＜変更後＞ 2ヶ月～6ヶ月に1回**

下記参照

点検箇所 (平成15年経済産業省告示第249号第4条)		点検周期			
		平成27年 3月31日まで	平成27年4月1日から		
パネル、パワコン		6ヶ月	6ヶ月(変更なし)		
太陽電池発電所 専用の受変電設備	第六号ただし書に準ず るもの	6ヶ月	6ヶ月	更に下記の条件が 加わると・・・ 1箇月の延伸	6ヶ月 (延伸なし)
	第六号本文及び第九号 に準ずるもの		4ヶ月		5ヶ月
	第七号のイからホまで の設備条件の全てに適 合する信頼性の高いも の又は低圧受電のもの		3ヶ月	随時監視制御方式 or 遠隔常時監視制御 方式採用(※1) + 連絡体制の確立	4ヶ月
	上記以外		2ヶ月		3ヶ月

※1 延伸に係る条件となる監視制御方式の詳細については、「主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(平成26年3月31日改正)」4.(4)に定めるとおりとする。

なお、法令で定める点検頻度は最低限度のものであり、それ以上の頻度で契約を結ばれることについて、何ら妨げるものではありません。実際の契約の際には、周辺環境等の状況を踏まえつつ、設置者及び保安管理業務の受託者の方が、設備管理や運転継続の観点から必要であると考えられる点検頻度を設定し、適切な保安管理を行って下さい。

必要手続き

＜設置者の皆様へ＞

点検頻度見直しに伴い、外部委託を締結している者との契約見直し及び保安規程変更届出書の提出をして下さい。

提出が必要な書類

- ①保安規程変更届出書(様式42)
- ②変更を必要とする理由書
- ③(別添)点検頻度確認フロー
- ④自家用電気工作物の保安管理業務に関する委託契約書(写し)

①～③については、インターネット上での様式ダウンロードも可能です。

たいようきてい

検索

保安規程変更届は、電気事業法第42条第2項の規定に基づき、遅滞なく提出して下さい。

制度変更直前(平成27年3月)は電話が混み合うことが予想されますので、問い合わせはあらかじめ余裕をもっていていただくようお願いいたします。

※注意

新点検頻度における電気事業法告示の適用は【平成27年4月1日】となります。

設置者と外部委託受託者との間で点検頻度の見直しをした場合の契約締結日は平成27年4月1日以前である必要があります。